

政策委員会 123007  
令和6年2月27日

内閣府特命担当大臣 松村 祥史 様

## 「令和6年能登半島地震」の 被災者を支えるための要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会長 村木厚子  
政策委員会委員長  
平田直之

令和6年能登半島地震による甚大な被害に対し、全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の力を結集し、災害ボランティア、災害派遣福祉チーム(DWAT)、介護職員等の派遣調整、生活福祉資金(特例貸付)、被災地社協への応援職員の派遣等の支援活動を通じ、被災者支援に取り組んでおります。

被災地で厳しい状況にある被災者に向き合い、全国の福祉関係者の連携・協力により災害福祉支援活動を継続・強化していくため、以下の事項を要望します。

### 1. 被災者支援の強化

社会的脆弱性を抱えた人は、被災したことで福祉ニーズ・生活課題がより深刻化・長期化します。災害関連死を防ぐためにも、支援の必要な人びとを早期に発見し、支援するために、災害ケースマネジメントの取り組みが必要です。

#### (1) 災害派遣福祉チーム(DWAT)活動の対象拡大と財政支援の拡充

- 厳しい避難所生活にある人々への支援とともに、様々な理由で在宅避難や車中泊を余儀なくされている要配慮者への支援が必要です。DWATについては、避難所での活動費用は災害救助費が適用されますが、先遣活動、在宅避難者や車中泊等、避難所以外での支援活動が対象となるか明確になっていません。
- 在宅避難者や車中泊等を余儀なくされている被災者等も含め支援を届けるため、DWAT活動の対象拡大と財政支援の拡充を要望します。

## (2) 介護職員等の応援派遣にかかる人件費の財政支援の拡充

- 本会では、被害を受けた社会福祉施設等への介護職員等の派遣調整を実施しています。厚生労働省は「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&Aについて(その2)」(令和6年1月26日事務連絡)等で、「社会福祉施設自体が被災し、他施設等への避難が必要な状況であるが、やむを得ず当該施設に施設利用者や職員がとどまっている場合」は「自治体の判断により、その場所を福祉避難所として扱うことが可能」として通知しています。
- しかし、「派遣先施設に対して介護サービス費等が支弁されている場合、当該施設への派遣職員に係る人件費については、派遣先施設が介護サービス費等から支払うことを原則」とされていることから、マッチングの現場では応援派遣を申し込んだものの、人件費を精算する可能性があることから派遣を断る施設もあります。
- 被災した施設が安心して必要とする応援派遣を受け入れができるよう、介護職員等の応援派遣にかかる人件費を災害救助費から支弁する等、財政支援の拡充を要望します。

## (3) 被災者等の生活再建に向けた取り組みの強化

- 被災者への寄り添い支援を行うため、応急仮設住宅の供与が要件になっている「被災者見守り・相談支援事業(地域支えあいセンター)」の実施要件を緩和し、発災後、早期からの在宅避難者等への積極的支援を実施できるよう要望します。
- 各地の社会福祉協議会等、福祉関係者が2次避難所やみなし仮設住宅等を訪問し、被災者の相談支援を実施しています。施設利用者が金沢市等に避難した奥能登の福祉施設関係者も、利用者のいる場所を巡回する等して支援を継続しています。広域避難した被災者にも必要な支援を継続していくために、広域避難をした被災者等への支援の仕組みを構築するよう要望します。
- 同じ被災者である民生委員・児童委員が避難所や仮設住宅等に移動しながら地域での声掛け、困りごとの聞き取り等を行っているケースや、担当地区の住民が広域避難するなかでICTを活用するなどの見守り活動等を行っています。自治体が適切に民生委員・児童委員の状況を把握し、必要な支援や課題対応等を十分に行うよう国としての働きかけをお願いします。
- 今後、被災者が生活再建をしていくなかで、民生委員・児童委員が被災に対する公的サービスや福祉・介護サービス等に関する情報を被災者に伝達・共有する必要性が高まってきます。生活再建に必要な該当サービス等の内容や方法、申請先や相談先などを各自治体がわかりやすく整理して提供できるよう、国としての働きかけを要望します。

## 2. 災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する財政支援の拡充

- 現在、石川県では12市町の社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを設置し、行政やNPOとともに支援活動を行っています。災害ボランティアセンターの人事費の一部と応援職員の旅費の一部が令和2年内閣府通知で災害救助事務費の対象となりましたが、災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる経費やボランティアを活動場所まで移送するバスの借り上げ代、レンタカ一代やガソリン代等、多くの経費は対象とはならず、自治体や社協が負担しています。
- 社協が被災者に寄り添い支援を継続的に展開していくことができるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する経費(建物の借り上げ代、ボランティア移送用バスの借り上げ代、レンタカ一代、ガソリン代等)に対する財政支援の拡充と柔軟な運用を要望します。

## 3. 福祉施設等の事業継続・復旧のための支援

- 断水等により、石川県内の福祉施設のなかには利用者の命を守るために広域避難を実施したところがあります。利用者が戻ってきたときに必要な福祉サービスを受けることができるよう、職員の雇用継続費等、被災した福祉施設等の事業継続・再開のための仕組みの構築を要望します。

## 4. 災害福祉支援活動の法定化

- 災害発生時には「福祉」分野による応急救助が不可欠となっている一方で、現行の災害法制では「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。福祉分野の応急救助がより効果的かつ適切に実施できるよう、災害救助法等へ社会的脆弱性を抱える人びとを支える枠組みとして「福祉」を位置付けることを要望します。